

## Q&A

(令和7年1月19日現在)

### Q.当日に公民館分館を利用したいのですが申請はできますか？

A.当日の申請はできません。利用希望日の7日前までに利用許可申請書を公民館分館窓口へ提出してください。

### Q.公民館分館に駐車場はありますか？

A.公民館分館の入っている蟹江町産業文化会館の西側に約70台の駐車場があります。ただし、複合施設ですので、公民館分館以外の施設の利用者も使用します。なるべく公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。

### Q.公民館分館の空き状況はどこでわかりますか？

A.空き状況については、公民館分館にお電話ください。電話での申請はできませんのでご了承ください。

お問合せ 蟹江中央公民館分館 電話 0567-96-0170

### Q.子どもだけで公民館分館を利用できますか？

A.未成年者のみで利用することはできません。必ず保護者または成年者が利用責任者として公民館分館窓口へ申請に来ていただき、利用する際も保護者または成年者が同伴する必要があります。